

○厚生労働省告示第三百八十八号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十四年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十四年六月十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

種 類	栽 培 区 域	納 付 期 限
けし耕作者	北海道名寄市	平成二十四年九月二十八日
	岡山県美作市	平成二十四年八月三十一日
甲種研究栽培者	北海道名寄市	平成二十四年九月二十八日
	茨城県つくば市	平成二十四年八月三十一日
	東京都小平市	平成二十四年八月三十一日
	神奈川県相模原市	平成二十四年九月二十八日
	長崎県長崎市	平成二十四年八月三十一日
	鹿児島県熊毛郡中種子町	平成二十四年八月三十一日